

第2回稲城市住所整理市民協議会地域部会

質疑応答 平成30年3月29日(木)開催

■前回の協議内容(町界・町名)について

- 住居表示法によると、原則は恒久物を町界にするとは理解したが、現行の大字界を町界とできる余地を十分に残してほしい。
- 南山の土地区画整理においては、換地処分後の住所を考慮して換地を選んでいる権利者もいるかもしれない。町名は住民の意見を尊重してほしい。

■住居表示の手法について

- 住居表示と町界町名地番整理は市の中、町の中で混在できるのか。
⇒混在可能です。しかし、混乱を避けるため、町単位で手法を統一することが望ましいと考えております。
- 土地区画整理の区域も原則住居表示となるのか。
⇒換地処分のタイミングによります。換地処分と同時であれば町界町名地番整理も可能ですが、土地区画整理事業中に住所整理をするのであれば住居表示のみが実施できます。
- 土地の地番と住所が同一となる地番整理の手法のほうが良いと考えます。少なくとも住民が手法を選択できるような内容を基本方針に盛り込んでもらいたい。
- 住居表示を実施した場合でも、土地の登記簿は従前の地番のままか。
⇒そのとおり。(町名が変更された場合、町名は変更後の町名になります。)
- 南山の土地区画整理で町界町名地番整理を実施するとどうなるのか。
⇒換地処分の時期まで現在のままとなります。(換地処分に併せて関係する権利者や住民と協議を重ね、住所整理をします。)

■実施候補地区の決定方法について

- 土地区画整理区域が優先となるのは理解できるが、実施を希望する既成市街地等ではいつ住所整理されるのか。
⇒土地区画整理事業の進捗や予算等、様々な要因を加味したタイミングでの実施となります。
- 小田良地区への実施が平成32年度予定とすると、こういったスケジュールで地元は動く必要があるか。
⇒基本方針制定後に、地区市民検討会を設立して、詳細について検討していただくこととなります。
- ひとつの地区を住所整理するのにどれくらいの期間を要するのか。
⇒地区毎に異なりますが、他市の様子では約2～4年くらいです。

■実施候補地区での検討について

- 市と住民の検討だけで決まるものか。
⇒地区市民検討会で実施案が決まりましたら、住所整理審議会での諮問・答申、市議会の議決や法律に基づいた事務処理を経て、住所が変更になります。
- 地区市民検討会はどのようなメンバーで構成されることを想定しているのか。
⇒隣接する地区も含め、自治会や事業者等の地域の住民の皆様にご協力いただきたいと思っております。

■住民や事業者等の協力について

特になし

■住所整理の対象区域について

- 市街化調整区域は住所整理できるのか。
⇒開発の状況に応じて対応する。住所整理の対象外とした場合、大字〇〇という区域が残される。
- 将来的な開発によって街並みが変わることを考慮して、「当面は～」という表現を追加したほうがよい。